

令和 2 年 9 月 18 日

令和 2 年広島県議会 9 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和二年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第七十号	漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	一
県第七十一号	肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	五
県第七十二号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	八
県第七十三号	広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例	一一
県第七十四号	広島県手数料条例の一部を改正する条例	一四
県第七十五号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	一七
県第七十六号	食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例	二一
県第七十七号	職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例	三六
県第七十八号	広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例	三八
県第七十九号	食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例	四〇
県第八十号	工事請負契約の締結について	四二
県第八十一号	工事請負契約の締結について	四四
県第八十二号	工事請負契約の締結について	四六
県第八十三号	財産の取得について	四八
県第八十四号	財産の取得について	五〇
県第八十五号	財産の取得について	五二
県第八十六号	財産の取得について	五四
県第八十七号	広島県道路公社の定款の一部変更について	五六
県第八十八号	「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」の策定について	五八

県第七十号議案

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例案

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(最低負担額) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会 の委員又は監査委員 四</p> <p>ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、 収用委員会の委員、海区漁業調整委員会 の委員、内水面漁場管理委員会の委員又 は地方公営企業の管理者 二</p> <p>ニ (略)</p>	<p>(最低負担額) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員 会の委員、監査委員又は海区漁業調整委 員会の委員 四</p> <p>ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、 収用委員会の委員、内水面漁場管理委員 会の委員又は地方公営企業の管理者 二</p> <p>ニ (略)</p>

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部
改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期
間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭
和三十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第一条 (略) 2 (略) 3 (略) 一一九 (略) 十 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この号において「旧法」という。)第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、旧法第九十九条において準用する旧法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び旧法第三百二十二条において準用する旧法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 一一二二一 (略) 4 (略)</p>	<p>(用語の意義) 第一条 (略) 2 (略) 3 (略) 一一九 (略) 十 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第九十九条において準用する旧法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第三百二十二条において準用する旧法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 一一二二一 (略) 4 (略)</p>

(広島県の海管理に関する条例の一部改正)
 第三条 広島県の海管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(海域の使用許可) 第三条 (略) 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、漁港、漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十四条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合 一一四 (略)</p>	<p>(海域の使用許可) 第三条 (略) 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、漁港、漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十四条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合 一一四 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の最低負担額について

は、第一条の規定による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第七十一号議案

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称
	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	(略)		肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条(略)	事務	第二条(略)	事務
八の六 肥料の品質の確保等に関	市町	八の六 肥料取締法(昭和二十五	市町

<p>する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下この号において「法」という。）及び肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第九十八号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) 政令第七条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付</p> <p>(14) 政令第八条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令</p>	(略)	<p>年法律第百二十七号。以下この号において「法」という。）及び肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) 政令第四条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付</p> <p>(14) 政令第五条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令</p>	(略)
--	-----	--	-----

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第三条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 肥料の品質の確保等に関する法律第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答</p> <p>四 肥料の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>五 四十六 (略)</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 肥料取締法第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答</p> <p>四 肥料取締法第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>五 四十六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(提案理由)

肥料取締法の一部が改正され、法律の題名が改正されたこと等に伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

(略)	義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員 会	(略)
教育委員 会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員 会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員 会	専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
(略)	(略)
(略)	第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員 会	(略)
教育委員 会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により
条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の
向上に資する事務を追加するため、この条例案を提出する。

県第七十三号議案

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島
県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条
例案

例
広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島
県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条
例

(広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例(昭和二十六年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。</p>	<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。</p>

(広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第二条 広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県分担金等に関する延滞金徴収条例附則第五項及び第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことを踏まえ、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理するなどのため、この条例案を提出する。

(提案理由)

家畜改良増殖法等の一部改正に伴う引用条項の整理など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十五号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
市町	市町	市町	市町
<p>二十八 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第 号。以下この号において「廃止条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「旧条例」という。）及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三条第四項の規定による再交付又は書換交付</p> <p>(2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有する</p>	<p>二十八 食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第三条第一項の規定による営業施設の認定</p> <p>(2) 条例第三条第二項の規定による認定証の交付</p> <p>(3) 条例第三条第四項の規定による再交付又は書換交付</p> <p>(4) 条例第三条の二第二項の規定による地位の承継の届出の</p>		

<p>二十九 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第 号。以下この号において「廃止条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号。以下この号において「旧条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第四条の第二項の規定による地位の承継の届出の受付</p> <p>(2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条の</p>	<p>こととされる旧条例第三条の第二項の規定による地位の承継の届出の受付</p> <p>(3) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</p> <p>(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>二十九 かきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) 条例第四条第一項の規定による作業場設置の許可</p> <p>(2) 条例第四条の第二項の規定による地位の承継の届出の受付</p> <p>(3) 条例第五条の規定による構造設備の変更の許可</p>	<p>受付</p> <p>(5) 条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</p> <p>(6) 条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(7) 条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

<p>規定による構造設備の変更の許可</p> <p>(3) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第九条の規定による許可証の記載事項の変更届書の受付</p> <p>(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十条の規定による許可証の書換交付</p> <p>(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十一条の規定による許可証の再交付</p> <p>(6) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十二条の規定による作業場廃止の届出の受付</p> <p>(7) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十三条の規定による作業場の整備改善等の措置の命令</p> <p>(8) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十四条の規定による許可の取消し又は作業場の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(9) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十五条第一項の規定による報告の要求又は立入調査若しくは質問</p>	(略)	<p>(4) 条例第八条第一項の規定による許可証の交付</p> <p>(5) 条例第九条の規定による許可証の記載事項の変更届書の受付</p> <p>(6) 条例第十条の規定による許可証の書換交付</p> <p>(7) 条例第十一条の規定による許可証の再交付</p> <p>(8) 条例第十二条の規定による作業場廃止の届出の受付</p> <p>(9) 条例第十三条の規定による作業場の整備改善等の措置の命令</p> <p>(10) 条例第十四条の規定による許可の取消し又は作業場の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(11) 条例第十五条第一項の規定による報告の要求又は立入調査若しくは質問</p>	(略)
---	-----	--	-----

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第七十六号議案

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十四条に規定する公衆衛生の見地から必要な基準その他法の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(営業の施設の基準)</p> <p>第二条 法第五十四条に規定する公衆衛生の見地から必要な基準のうち食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する基準を別表第一のとおりとし、同条各号に掲げる営業ごとの基準を別表第二のとおりとし、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては、別表第一及び別表第二の基準に加え、別表第三のとおりとする。</p> <p>(基準の緩和等)</p> <p>第三条 知事は、営業の態様が特殊なものであつて、公衆衛生上必要な措置が講じられていると認めるときは、前条の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>(食品衛生責任者の氏名の揭示)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十一条に規定する公衆衛生の見地から必要な基準のうち共通の基準を別表第一のとおりとし、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に規定する業種ごとの基準を別表第二のとおりとする。</p> <p>(営業の施設の基準)</p> <p>第二条 法第五十一条に規定する公衆衛生の見地から必要な基準のうち共通の基準を別表第一のとおりとし、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に規定する業種ごとの基準を別表第二のとおりとする。</p> <p>(基準の緩和等)</p> <p>第三条 知事は、営業の態様が特殊なものであつて他の法令に定める措置又は知事が規則で定める措置により、公衆衛生上必要な措置が講じられていると認めるときは、前条の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>(食品衛生責任者の氏名の揭示)</p>

第四条 公衆衛生上必要な措置について定める
法第五十一条第一項の規定に基づく厚生労働
省令の規定により食品衛生責任者を定めた営
業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設の
見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可証等の掲示)

第五条 法第五十五条第一項の規定により知事
の許可を受けた者は、当該許可を受けたこと
を証する書面であつて規則で定めるものを当
該許可に係る施設の見やすい場所に掲示しな
ければならない。

第四条 公衆衛生上必要な措置について定める
法第五十条の二第一項の規定に基づく厚生労
働省令の規定により食品衛生責任者を定めた
営業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設
の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可証等の掲示)

第五条 法第五十二条第一項の規定により知事
の許可を受けた者は、当該許可を受けたこと
を証する書面であつて規則で定めるものを当
該許可に係る施設の見やすい場所に掲示しな
ければならない。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な
構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さ
を有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそのあ
るもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防
止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて
施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。
ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替
に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられて
いる場合はこの限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない
室又は場所が同一の建物にある場合は、それらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及
び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発
生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にでき
る構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下この表において「清掃等」と
いう。)を容易にすることができ材料で作られ、清掃等を容易に行うことができ
る構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性材料で作ら
れ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透
性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を
確保できる機能を備えること。

へ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）又はこれら以外の飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業におけるへの基準の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業におけるへの基準の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とすること。従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するため

の設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性材料で作られ、十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ソ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

四 機械器具

イ 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なるものであること。

ニ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄しやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能なる構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

五 その他

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

- (1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。
- (2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障が

ないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

- (3) 冷蔵設備又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。
 - (4) 食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることができない構造である場合は、区画されていることを要しないこととすることができる。
- ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はたたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。

ホ 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ヘ 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

- 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業
 - 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 二 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。
- ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料で作られていること。
- 三 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業
- イ 処理室を有すること。
- ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
- ニ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- 四 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業
- イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- ニ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 五 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業
- イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

- ロ 必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 六 令第三十五条第六号に規定する集乳業
 - イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
 - ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 七 令第三十五条第七号に規定する乳処理業
 - イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
 - ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
 - ニ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 八 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業
 - イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
 - ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 九 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業
 - イ 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れな

い構造であり、蓋を備えていること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

ニ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ホ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

(3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(4) 洗浄及び消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することができる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

(3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬器具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が

運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調査並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

十五 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調査、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

ヘ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。
なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

十九 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂の製造をする施設の室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調査に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹^{まが}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて压榨、火入れ、調合、ろ過及び压榨製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び压榨を含む。）をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

ハ 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、压榨、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- ロ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。
- ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。
- 二十三 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業
 - イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。
- 二十四 令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業
 - イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。
- 二十五 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業
 - イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解冻、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 二十六 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業
 - イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
 - ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - ニ 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

二十七 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

ハ 浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

二十八 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二十九 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

三十 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。なお、添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区分されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格及び基準に適合する場合は、この限りでない。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二条関係）

- 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては、当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができ、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - ホ 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
 - ヘ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
 - ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - ハ ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。
- 二 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

 - 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
 - 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る営業の施設の基準については、この条例による改正後の食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

食品衛生法の一部が改正され、営業の施設の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされたことに伴い、基準を改正するため、この条例案を提出する。

県第七十七号議案

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で
実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正す
る条例案

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で
実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正す
る条例

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職業訓練の基準) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 専門課程（法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験</p> <p>四 (略)</p>	<p>(職業訓練の基準) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 専門課程（法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。） 訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験</p> <p>四 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の規定は、令和二年九月一日から適用する。

(提案理由)

職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、専門課程の職業訓練の基準に訓練の実施方法を追加するため、この条例案を提出する。

県第七十八号議案

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例の一部
を改正する条例案

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例の一部
を改正する条例

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例（平成二十八年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第一条 福山市鞆町における県道の交通の混雑を緩和するため、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第七号に規定する道路の附属物である自動車駐車場として、広島県営鞆町鍛冶駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第一条 福山市鞆町における県道の交通の混雑を緩和するため、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第六号に規定する道路の附属物である自動車駐車場として、広島県営鞆町鍛冶駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

道路法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第七十九号議案

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和二年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例案

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号）
- 二 かきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の食品衛生に関する条例（以下「廃止前食品衛生条例」という。）第三条の認定（以下単に「認定」という。）及びかきの処理をする作業場に関する条例（以下「廃止前かき作業場条例」という。）第四条第一項又は第五条の許可（以下単に「許可」という。）を受けている者については、当該認定及び許可は、その有効期間が満了するまでの間（有効期間が満了する日が令和六年五月三十一日後の日である場合は、同日までの間）、なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる認定については、廃止前食品衛生条例第二条から第十条までの規定は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 4 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる許可については、廃止前かき作業場条例第二条から第二十条までの規定は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(提案理由)

食品衛生法の一部が改正され、これまで県独自の規制を行ってきた業種の事業者について、同法に基づく規制が行われることとされたことなどを踏まえ、食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止するため、この条例案を提出する。

県第八十号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営広域営農団地農道整備事業芸北三期地区今田トンネル工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 県営広域営農団地農道整備事業芸北三期地区今田トンネル工事
- 二 工事場所 山県郡北広島町今田から西宗まで
- 三 請負金額 二、三〇五、六〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都中央区八丁堀二丁目八番五号
戸田建設株式会社
佐賀市多布施一丁目四番二七号
松尾建設株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目一三番六号
戸田道路株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和五年十二月二十八日まで

(提案理由)

県営広域営農団地農道整備事業芸北二期地区今田トンネル工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十一号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成工事（四―三工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成工事（四―三工区）
- 二 工事場所 広島市安佐北区白木町小越から井原まで
- 三 請負金額 一、九五一、二九〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都江東区新砂一丁目一番一号
株式会社 竹中土木
広島市西区南観音七丁目一四番二〇号
株式会社 栗本
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和五年三月二十四日まで

(提案理由)

一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成工事(四―三工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第八十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部下部工事（九工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部下
部工事（九工区）

二 工事場所 広島市佐伯区五日市港四丁目地先

三 請負金額 一、四一四、六〇〇、〇〇〇円

四 請負者 東京都新宿区西新宿三丁目七番一号
東亜建設工業株式会社

呉市中央三丁目一二番四号

大之木建設株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和四年三月三十一日まで

(提案理由)

国際拠点港湾広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部下部工工事(九工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十二号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名 イナビル吸入粉末剤二〇ミリグラム

数 量 一〇九、〇〇〇容器（五四、五〇〇人分）

二 取得価格 九四、三六一、三〇〇円

三 相手方 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号

第一三共株式会社

(提案理由)

新型インフルエンザの汎流行に備え、治療に必要な医薬品を追加して備蓄するため、当該医薬品を買い入れようとするものであるが、当該医薬品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十四号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名 隔離服（サージカルガウン）

数 量 八〇、〇〇〇着

二 取得価格 七九、二〇〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市霞町一丁目二番三三号

株式会社 Z Z B

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関において適切な治療が可能な体制を確保するため、当該物品を買い入れるものであるが、当該物品の予定価格が七千万円以上であることから、事後的に県議会の議決を求める。

県第八十五号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品名	数量
i Pad	一、五〇〇台
Meraki	一、五〇〇個
ARROWS Tab Q5010/DEG	五〇〇台

二 取得価格 九三、六六五、〇〇〇円

三 相手方 広島市南区宇品海岸三丁目八番六〇号

株式会社 新星工業社

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況下において、児童及び生徒の学習機会を確保するため、当該物品を買い入れるものであるが、当該物品の予定価格が七千万円以上であることから、事後的に県議会の議決を求める。

県第八十六号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品名	数量
エコキュートユニット	二台

二 取得価格 七八、五九一、六〇〇円

三 相手方 広島市中区小網町六番一二号

株式会社 中電工

(提案理由)

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校において、給湯設備を整備するため、当該備品を買い入れるものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であることから、事後的に県議会の議決を求める。

県第八十七号議案

広島県道路公社の定款の一部変更について

地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第三項の規定により、次のとおり道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の一部変更をすることについて広島県道路公社と共同して国土交通大臣に認可申請するため、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
(道路の整備に関する基本計画) 第十九条 (略)		(道路の整備に関する基本計画) 第十九条 (略)	
路 線 名	管理する区間	路 線 名	管理する区間
(略)	(略)	(略)	(略)
		県道 矢野安浦線	広島市安芸区矢野町鷹野宮から安芸郡熊野町大字平谷まで

(提案理由)

道路の整備に関する基本計画の変更に係る広島県道路公社定款の一部変更の国土交通大臣への認可申請を広島県道路公社と共同して行うことについて、県議会の議決を求める。

県第八十八号議案

「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」の策定
について

広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例（平成二十四年広島県条例第六十号）第二条第一項の規定により、別冊のとおり「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」を策定することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月十八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

(提案理由)

現行の「ひろしま未来チャレンジビジョン」の計画期間が令和二年度で終了することから、次の十年間における目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するため、令和三年度を始期とする新たなビジョンを策定することについて、県議会の議決を求める。